

ドイツにおける防疫措置
(連邦政府と各州の協議を踏まえた当館管轄 3 州における緩和措置)

2020年5月7日
在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

- 7日、ヘッセン州政府は制限措置の一部緩和を公表しました。
- ラインラント・プファルツ州政府は詳細については来週正式に決定する予定であるものの、制限措置の一部緩和を公表しました。
- ザールラント州政府は今後詳細を決定する予定です。
- 来館者の皆様の感染予防のため、領事窓口に来訪される際には、マスクの着用をお願いいたします。また、領事待合室が混雑する場合には、外でお待ちいただくこともあり得ますが、どうぞご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

【本文】

1 5月6日に行われた制限措置の緩和に関する連邦と州の合意事項を踏まえ、7日、ヘッセン州政府は州内における具体的実施時期及び形態について公表しました。主な内容は以下の通りです。以下の緩和措置を含む新しい州令は6月5日まで有効です。詳細は州政府のホームページをご確認ください。なお、引き続き接触制限等は6月5日まで継続しますので、ご注意ください。

(1) 学校について、5月18日から、中等教育課程、小学校4年生、職業学校等の授業を再開し、6月2日から小学校1～3年生等の授業を再開することとなりました。詳細は、各学校にご確認ください。

(2) 高等教育機関については、5月9日以降、授業等を再開するか、各機関で決定することが可能となりました。

(3) 保育所については、5月11日以降、緊急託児を申請可能となる職種が拡大され、6月2日以降、保育所の営業が制限付きで再開可能となります。また、これらに先立ち、5月9日以降、3世帯までの間でグループを作り、子供を相互に預け合うことが可能となります。

(4) 小売店舗等について、これまでの売り場面積に関する制限が撤廃され、5月9日以降、全ての店舗が顧客一人あたり20平米等との条件付で再開可能になります。

(5) 5月9日から、以下の施設が一定の条件付きで営業再開可能となります。

ア. 接触を伴わないスポーツ（ボーリング等の屋内スポーツ含む、但し各施設でのシャワーやランドリーの使用は不可）

イ. 劇場、オペラ座、コンサートホール等の文化施設

(6) 5月15日から、以下の施設が一定の条件付で営業再開可能となります。

ア. 屋内及び屋外のレストラン、カフェ、ビアガーデン（追跡が出来るよう、名前・連絡先等の提供が求められます）

イ. カジノ、ゲームセンター(Spielhalle)（ディスコやダンスホールは引き続き閉鎖）

- ウ. 観光目的でのペンションやホテル
- エ. コテージやキャンプ場, 遊園地
- オ. スポーツジム (プールやサウナ施設は引き続き閉鎖)

(7) なお, 8月31日まで禁止とされている大規模行事について, ヘッセン州ではその人数が100人を超えるものと明言されました。5月9日以降, 100人までの行事は, 衛生措置, 間隔ルール等を遵守する限りにおいて実施可能となります。また, 100人を超える行事についても, 特定の条件が遵守される場合には, 例外的に実施が許可され得るとなっています。

○ヘッセン州政府の発表文 (プレスリリース)

<https://www.hessen.de/presse/pressemitteilung/unsere-plan-fuer-hessen>

2 また, ラインラント・プファルツ州政府も, 詳細については来週正式に決定する予定としつつ, 以下の点について公表しました。

公式な発表があり次第, 改めてお知らせします。

(1) 5月7日から, 介護施設等における訪問禁止規則が緩和され, 入居者1人あたり, その家族または近しい者による1日1人1時間までの訪問が, 訪問時のマスク着用等の条件付きで可能となります。個別の施設ごとに細かい条件が異なる場合がありますので, 詳細は該当施設にご確認ください。

(2) 5月13日から, 以下の施設が一定の条件付きで営業再開可能となります。

- ア. レストラン等 (予約制, 追跡が出来るよう名前・連絡先等の提供が求められます)
- イ. 日帰りのクルージングツアー及び一部のキャンプ場
- ウ. ビューティサロン, ネイルサロン, マッサージ店, タトゥースタジオ, 日焼けサロン
- エ. 自動車教習所

(3) 5月18日から, ホテルやコテージ (Ferienwohnung), ユースホステル等の観光目的での営業が, 条件付きで再開可能となります。

(4) 現在まだ授業が中断されている学年について, 5月18日から職業学校 (BBS) が, 5月25日から一般学校 (ABS) の5, 6年次及び小学校3年生の授業が再開されます。その後, 感染状況が悪化しない場合, 2週間あけた6月8日から, 一般学校の8年次等の授業が再開され, 6月半ばまでには全ての生徒・児童の授業を再開するとしています。なお, 授業再開にあたっては, 少人数制での授業が行われる等の対応がなされますので, 詳細は各学校にご確認ください。

○ラインラント・プファルツ州政府の発表文 (プレスリリース)

<https://www.rlp.de/de/aktuelles/einzelansicht/news/News/detail/infektionsgeschehen-kontrollieren-und-mit-lockerungen-perspektiven-fuer-familien-und-gastronomie-scha-1/>

3 ザールラント州政府は、ハンス州首相が、他州に比べて感染者数が多いためより慎重に措置を検討すると述べ、具体的には今後決定する予定です。公式な発表があり次第、改めてお知らせします。

【参考】

■ドイツにおける新型コロナウイルスに関する最新情報（在ドイツ日本国大使館ホームページ）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp